

亀山市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成30年12月27日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21907
- 3 路線名 川合36号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字里沢529番10地先
 - (2) 終点 川合町字里沢466番40地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21908
- 3 路線名 川合37号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字里沢529番5地先
 - (2) 終点 川合町字里沢466番45地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21909

3 路線名 川合 3 8 号線

4 道路の区間

(1) 起点 川合町字里沢 4 6 6 番 1 9 地先

(2) 終点 川合町字里沢 4 6 6 番 1 4 地先

5 重要な経過地 なし

第 4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 1 9 1 0

3 路線名 川合 3 9 号線

4 道路の区間

(1) 起点 川合町字里沢 4 6 6 番 3 5 地先

(2) 終点 川合町字里沢 4 6 6 番 3 0 地先

5 重要な経過地 なし